

災害危険区域の追加指定

市では「舞鶴市災害危険区域に関する条例」に基づき、右図、下図の地区を新たに災害危険区域に指定します。

災害危険区域とは、由良川沿いに居住されている皆さんを洪水による被害から守るため、国土交通省が進める由良川水防対策事業の整備と併せ、平成18年度から条例を制定し、順次指定している区域です。指定された地域では、条例に基づき住宅の建築が規制されます（倉庫や車庫・店舗などは非該当）。

▶詳しくは、国・府事業推進課（☎66・1047）へ。

【位置図（岡田地区）】



【位置図（八雲・神崎地区）】



介護・福祉人材の確保に向けて

- 舞鶴 YMCA 国際福祉専門学校を市へ誘致 -

市では、府北部地域で不足する介護・福祉人材を養成・確保するため、府が中心となって進める「府北部福祉人材養成システム」に協力し、地元でより質の高い介護サービスを提供できる人材の育成に取り組んでいます。

《舞鶴 YMCA 国際福祉専門学校が開校》

市が誘致した舞鶴 YMCA 国際福祉専門学校（認可申請中、運営：学校法人京都 YMCA 学園）が来年4月に旧勤労者福祉センター（市内字浜 1546-3）に開校。詳しくは次のとおり。

【学科（いずれも2年制）】

- ◇介護福祉学科
- ◇国際観光ビジネス学科

【資料請求の方法】

同学園へ問い合わせか同学園ホームページ（<http://kyotoymca.or.jp/college/>）で。

《市の奨学金制度》

介護福祉学科への入学希望者には、市の奨学金制度が利用できます。

《施設の耐震化・改修工事を実施中》

同校の誘致のため、4月から旧勤労者福祉センターの耐震化・改修工事を実施中。



施設改修後の完成イメージ図

【お問い合わせ先】

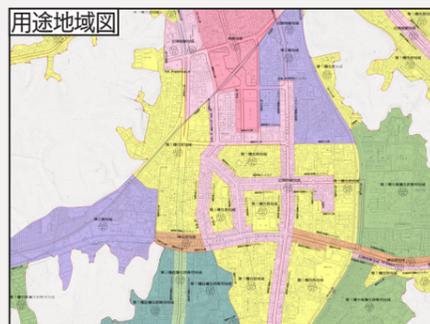
- ◆学生の募集など
京都 YMCA 学園（☎075・255・3287）
- ◆市の奨学金制度
高齢者支援課（☎66・1013）
- ◆施設の耐震化・改修工事
保健福祉企画課（☎66・1011）

※府北部3市及び府の合意内容

- （「府北部福祉人材養成システム」）
- ◇舞鶴市…「養成校（専門学校）」の誘致、開設
- ◇宮津市…「総合実習センター」の整備、開設
- ◇福知山市…「現任者研修」の実施

都市計画図の閲覧

市ホームページでも閲覧が可能に



9月1日(月)から市ホームページで都市計画図データ(PDF)が閲覧できるようになりました(編集は不可)。都市計画総括図の縮尺は1万5,000分の1。その他は2,500分の1。

【閲覧可能な図面】

- ◇都市計画総括図
- ◇用途地域図
- ◇防火・準防火図
- ◇都市計画施設図
- ◇臨港地区図
- ◇地区計画図

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

通路橋には駐車しないで

ご理解とご協力をお願いします

宅地へ進入する目的で市が管理する水路に個人が設置されている橋(通路橋)は、通路としてのみ使用し、車両の駐車はしないでください。

台風や集中豪雨などで予想を超える河川の増水が起こると、車両が流され、河川の閉塞など深刻な被害をもたらす原因となります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、市が管理する水路に橋を架ける場合は、市の許可が必要です。

▶詳しくは、土木課（☎66・1053、☎66・1049）へ。



通路橋に駐車はしないで

木造住宅の耐震改修・放置家屋の撤去に助成

図建築住宅課（☎66・1050）

◆木造住宅の耐震改修に助成

市内にある木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る費用の一部を助成。いずれも対象は昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住に使用しているもの。申し込みは、専用紙（建築住宅課に備え付け）に必要書類を添付し同課へ。

《耐震診断士を派遣》

【募集戸数】18戸

【負担額】3,000円

【提出書類】自己診断書（同課に備え付け）に登記事項証明書など建築年などの分かる書類を添付

◆放置家屋の撤去に助成

放置家屋の撤去費用の一部を助成。対象は昭和56年5月31日以前に建てられ、数年にわたり使用されずに放置されている老朽化した木造家屋。申し込みは、専用紙（建築住宅課に備え付け）に必要書類を添付し同課へ。

《耐震改修費用の助成（本格改修型）》

【対象工事】改修後の評点が1.0以上となる耐震改修設計や耐震改修工事

【募集戸数】10戸

【助成金額】対象工事費の4分の3（限度額90万円）

【提出書類】耐震診断結果報告書、工事などの見積書、改修内容の分かる書類など

《耐震改修費用の助成（簡易改修型）》

【対象工事】屋根の軽量化、耐震壁の増設、床面の補強、基礎の改修、その他耐震性が向上する工事

【募集戸数】20戸

【助成金額】対象工事費の4分の3（限度額30万円）

【提出書類】工事の見積書、改修内容の分かる書類など

【対象工事】 放置家屋の解体・撤去工事

【助成対象者】 市内に放置家屋を所有し、市税の滞納がない人

【募集戸数】10戸

【助成金額】対象工事費の2分の1（限度額60万円）

【提出書類】工事の見積書や登記事項証明書など